

大分大学医学部基礎医学画像センター死後画像検査料内規

平成22年6月9日制定

平成22年医学部内規第1-1号

第1条 この内規は、大分大学医学部基礎医学画像センター死後画像検査実施細則（平成22年医学部細則第1-3号）第4条第1項の規定により、大分大学医学部基礎医学画像センターにおける死後画像検査料（以下「検査料」という。）を定める。

第2条 国の機関、独立行政法人等政府関係機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）に対する検査料は、別途契約書に定める額とする。

第3条 国の機関等以外に対する検査料は、別表のとおりとする。

第4条 この内規に定めるもののほか、検査料の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成22年6月9日から施行する。

附 則（平成26年医学部内規第1-1号）

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年医学部内規第1-1号）

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

別表

区 分	料 金
C T 撮影料金	3 0 , 7 0 0 円
読影料金	2 8 , 3 0 0 円
C T 撮影料金 (読影を含む)	5 9 , 0 0 0 円

備考 上記の料金には消費税等を含む。